

鶴岡市地域福祉計画

つるおか地域福祉プラン2025

(案)

令和8年3月

鶴岡市健康福祉部



# 目 次

## 第1章 つるおか地域福祉プラン2025の策定にあたって

1 経過と背景	1
2 計画の位置づけと性格	4
3 計画の期間	6
4 計画の進捗管理	6

## 第2章 本市の現状

1 人口の推移	7
2 年齢区分別人口割合の推移	8
3 高齢者の状況	9
4 認知症高齢者の状況	9
5 介護保険制度の状況	10
6 障害者の状況	10
7 出生の状況	11
8 単位自治組織の状況	12

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	13
2 基本目標	13
3 計画の体系	14

## 第4章 施策の展開

基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実	15
基本目標2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充	19
基本目標3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり	22
基本目標4 将来世代の成長と参加の応援	25
基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり	28
基本目標6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進	31

## 重層的支援体制整備事業実施計画

第 1 計画策定にあたって	33
第 2 計画の基本的な考え方	34
第 3 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要	35
第 4 実施計画の推進体制	37

## 資料編

(作成中)

1 鶴岡市の統計概要	
2 鶴岡市の福祉ニーズアンケート調査のまとめ	
3 計画策定の経過	
4 計画策定体制	
5 用語説明	

# 第Ⅰ章 つるおか地域福祉プラン2025の策定にあたって

## Ⅰ 経過と背景

### －地域共生社会の実現に向けた全世代全対象型の

### 包括的支援体制の構築を－

- 日本社会は、令和元(2019)年に高齢化率が 28%を超え、令和7(2025)年には 29.3%(10月1日時点の推計値)となっています。また、最も人口が多いいわゆる団塊の世代は、すでに 75 歳以上となっており、5年後には、それらのすべての人が 80 歳以上となります。
- また、日本の人口は、平成 20(2008)年をピークに減少に転じ、特に 2010 年代に入つて顕著な減少傾向を示しており、最近、地方における人口減少は、地域の持続可能性に深刻な危機をもたらしています。
- 本市においても、平成 26(2014)年度には、高齢化率は 30%を超え、令和7(2025)年 9月末現在では国を大幅に上回る 37.2%となっており、高齢化が進んでいます。人口は、令和7(2025)年9月末現在で、115,099 人となっており、年々、総人口、年少人口(14 歳以下)及び生産年齢人口(15~64 歳)が減少しています。
- 厚生労働省は、平成 28(2016)年に、こども・高齢者・障害者などすべての人々が地域・暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げています。ここで言う地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と述べています。
- さらに、平成 30(2018)年 4 月に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉」推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等により解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村自治体に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することな

ど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました（社会福祉法第106条3）。

○併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定される（社会福祉法第107条）とともに、地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、福祉の各分野における共通事項を定める福祉分野の上位計画として位置づけられました。

○また、令和3(2021)年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が規定されました（社会福祉法第106条の4）。

○鶴岡市は、平成17(2005)年10月に、旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村、温海町の6市町村が合併して、人口14万2千人余りの新鶴岡市が誕生して20年を迎えるました。本市は、平成31(2019)年3月に「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡」をめざす都市像とする「第2次鶴岡市総合計画」を策定しました。そして、その後の本市を取り巻く人口減少・少子高齢化の進行、さらには新型コロナウイルス感染症やその後の世界情勢などの変化を踏まえ、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し、令和6(2024)年3月に、第2次総合計画後期基本計画を策定しました。

○また、本市では令和3(2021)年3月に、「つるおか地域福祉プラン 2020」を策定しています。本計画は、日本を含め全世界に蔓延した新型コロナ感染症の災厄の中で、その影響を減少し、身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくりなどを基本方針として策定され、これまで地域住民の安全と安心な暮らしを維持していくことに努めてまいりました。

○今回の「つるおか地域福祉プラン 2025」は、これまでの地域福祉プランによる取り組みを継承しつつ、近年の鶴岡市における地域の環境変化や生活課題の特徴を踏まえつつ、地域福祉に関する新たな政策の動向を反映した内容となっています。

○本計画の策定に当たり、地域の生活課題等に関する市民アンケート調査の実施、地域の生活課題等を把握するための地域座談会の開催、さらに、児童、障害者、高齢者、生活困

窮者等に相談対応している福祉専門職へのヒアリング調査等を実施しました。

○本計画は、これらのアンケート調査等の結果も踏まえ、本市における近年と将来の地域福祉に関する課題に対応するために策定されています。そして、鶴岡市総合計画に基づき、「つるおか地域福祉プラン 2020」において示した施策の方向性をさらに継承・発展させ、地域共生社会づくりに向けた全世代全対象型の包括的支援体制の構築をめざし、本市における各地域の特性を活かし、今後の地域社会の変化に対応していく本市の地域福祉のあり方を示しています。

## 2 計画の位置づけと性格

### (1) 地域福祉計画の法的位置づけ

地域福祉とは、地域の人々が主体となり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、行政及び地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む仕組みのことを言います。

地域福祉計画（市町村地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に実施・整備するための計画です。

本計画は、こどもや若者、高齢者、障害者などの福祉に共通する課題を「地域」という視点で整理し、地域全体で支え合うことを目指します。

#### ◇社会福祉法と「地域福祉計画」

社会福祉法の目的として、第1条に地域における社会福祉の推進が明記されており、第4条では地域福祉の推進の担い手として地域住民が位置づけられています。

##### (目的)

##### 第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### (地域福祉の推進)

##### 第4条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

#### ◇社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条の規定に位置づけられています。

##### (市町村地域福祉計画)

##### 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

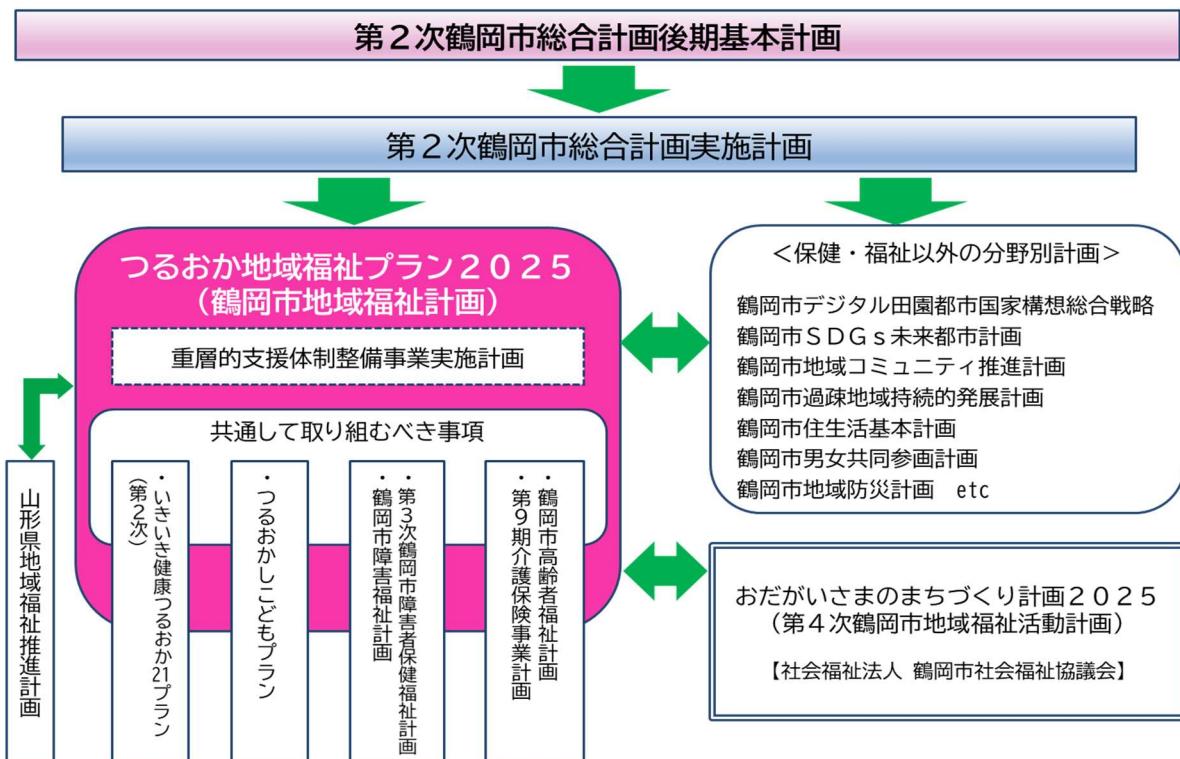
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法第107条に掲げられた5つの事項のうち、地域福祉の推進をより効果的なものとするため、「つるおか地域福祉プラン2020」においても、「身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり」、「住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進」等を重点的な取り組みとしてきました。本計画においてもこれらの事項を継承し、各分野別の計画と連携を図りながら、より一層の推進に努めていきます。

## (2) つるおか地域福祉プラン2025の性格

本計画は、第2次鶴岡市総合計画、第2次鶴岡市総合計画後期基本計画に基づき、関連する計画を内包するとともに、住民の暮らしをめぐる新たな時代の課題に対応するための計画という性格を持ちます。

## (3) 関連計画との関係



## (4) 地域福祉活動計画との連携

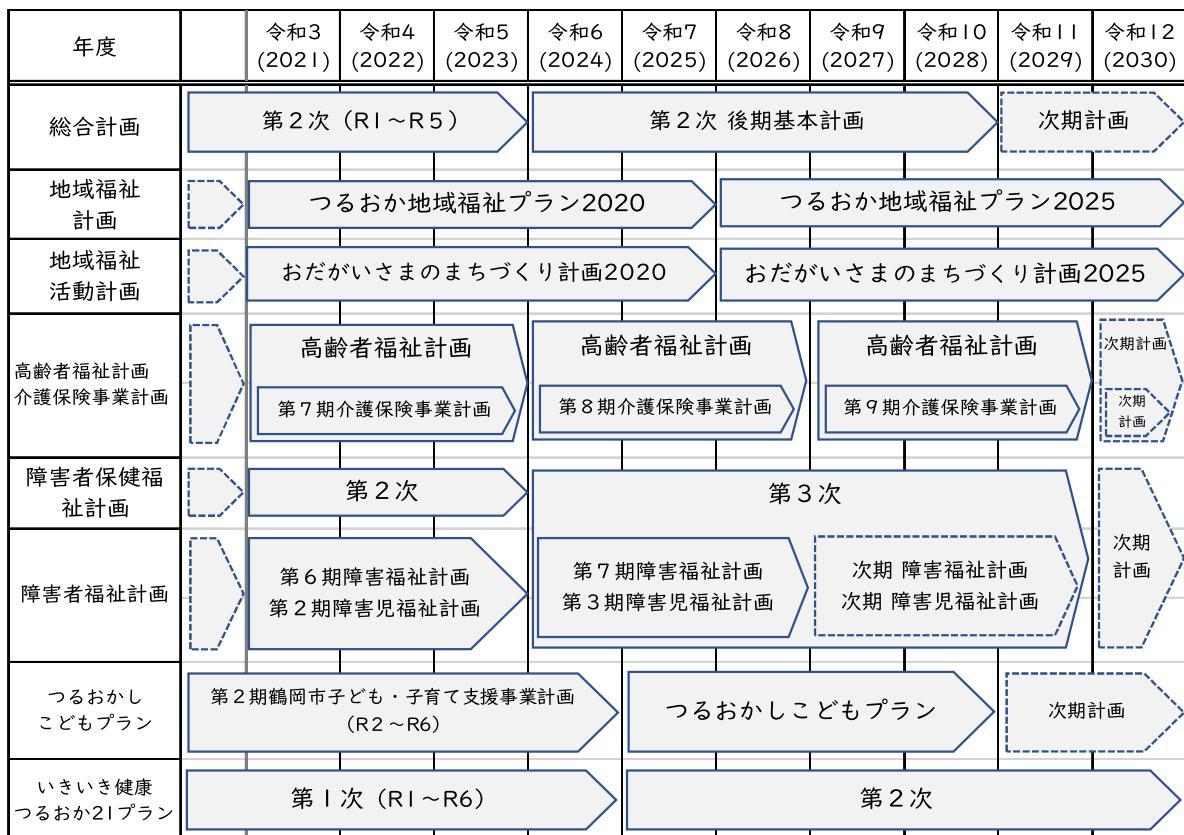
本計画と住民の活動、行動のあり方を定めた鶴岡市社会福祉協議会が策定する第4次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2025」は、本市が目指す地域福祉推進の方向性をお互いに共有し、連携を図りながら計画の着実な推進を図ります。

### 3 計画の期間

#### (1) 計画の期間

つるおか地域福祉プラン2025に関する内容の実施期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

#### (2) 鶴岡市における各計画の期間



### 4 計画の進捗管理

本計画は、地域住民や関係団体、健康福祉部が関係する各部署や関係機関・団体と協議し、関係する各計画における進捗管理とあわせて行うものとします。計画の進捗管理は、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

また、本計画の具体的推進を図るため、新たに「地域福祉推進委員会(仮称)」を設置し、計画期間を通じて進捗状況の点検を行い、その後の計画に反映するものとします。なお、社会経済状況の変化など環境変化を踏まえ、必要な場合はこれにかかわらず機動的に適切な見直しを行います。

## 第2章 本市の現状

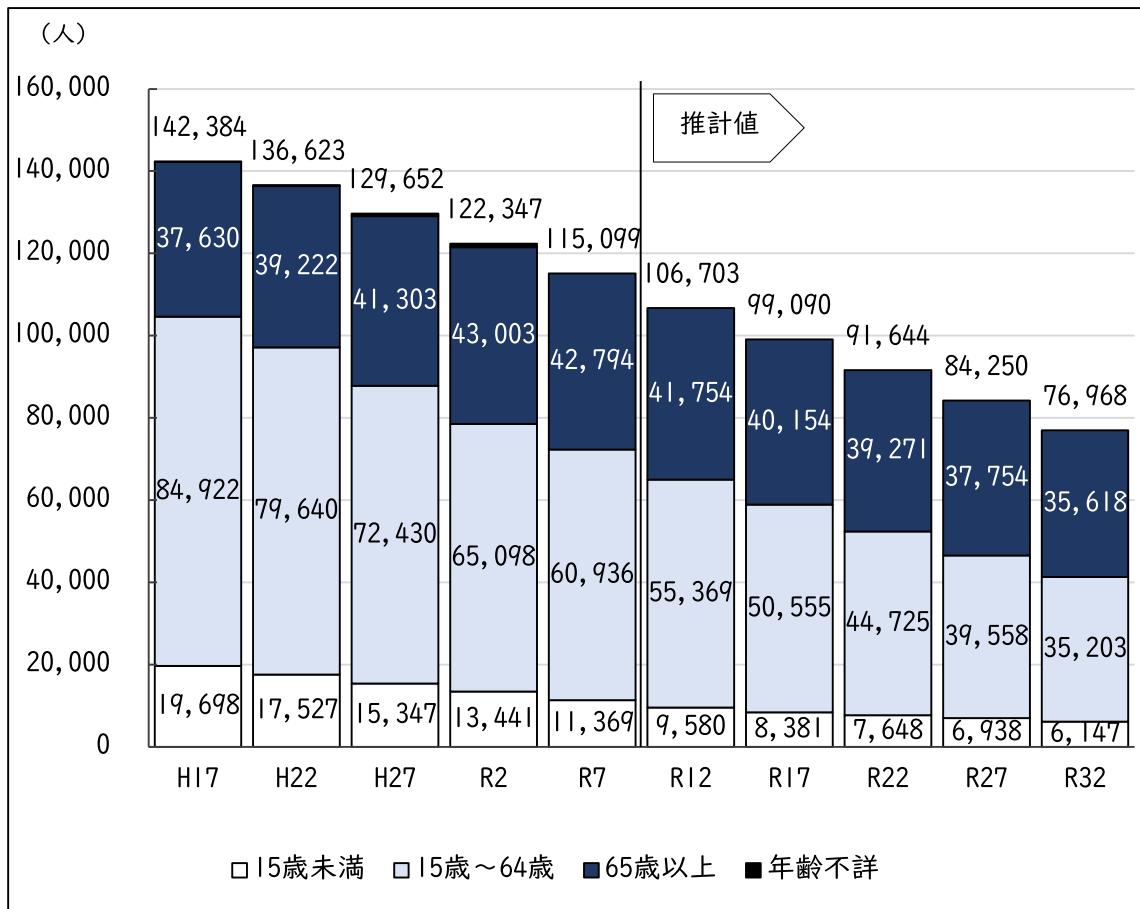
### I 人口の推移

本市の総人口は減少が続いている、令和7年の115,099人から、今後も減少が続くものと推計されています。

人口の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いている。同様に年少人口（0～14歳）も減少が続き、令和7年は11,369人で、20年前の平成17年の19,698人から約4割の減となり、少子化が顕著となっています。

一方、老人人口（65歳以上）は年々増加していますが、令和7年以降は、減少していくものと推計されています。

図I 人口の推移および将来推計



出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」(9月末現在)

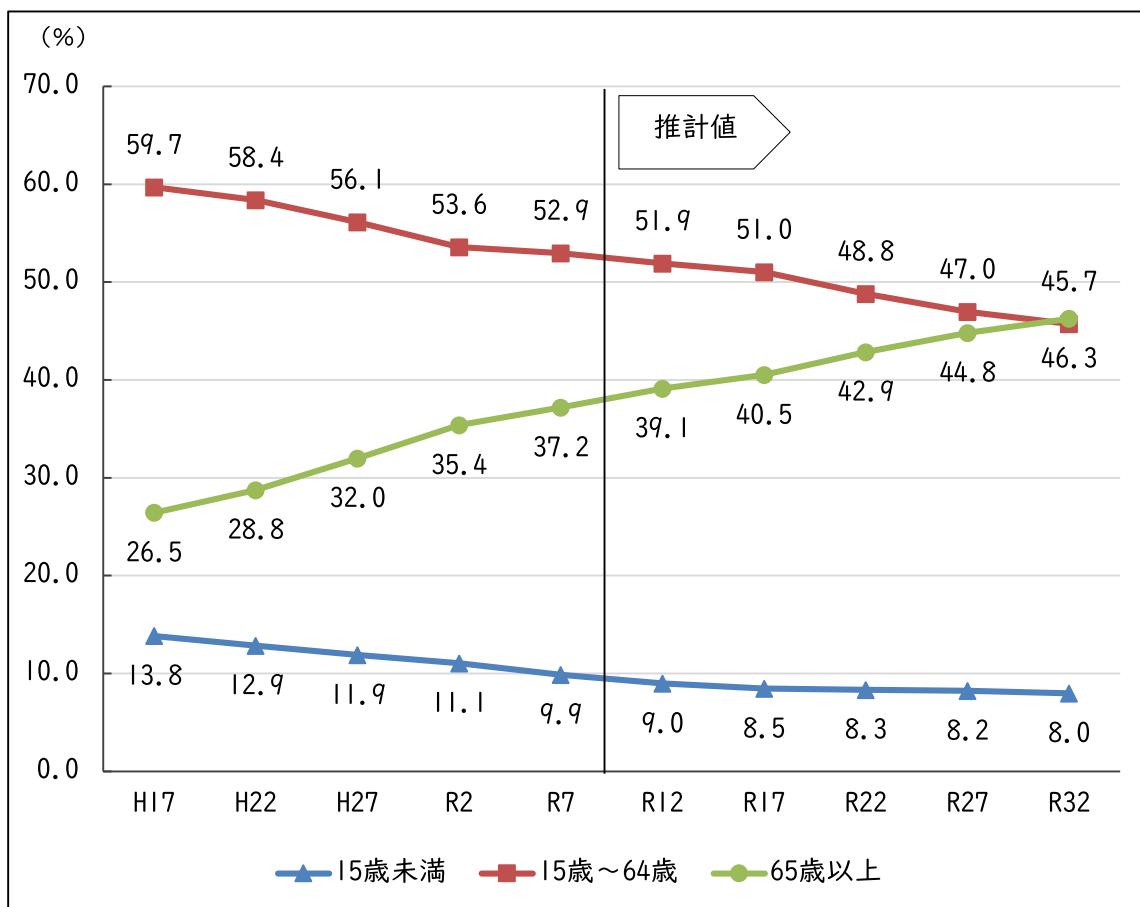
令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

## 2 年齢区分別人口割合の推移

本市の年齢区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）ならびに生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少が続いているおり、令和7年以降も、減少が続くものと推計されています。

一方、老人人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあり、令和7年以降も、増加していくものと推計されています。令和7年の老人人口割合は、37.2%となっており、市民の3人に1人以上が高齢者となっています。

図2 年齢区分別人口割合の推移および将来推計



※年齢不詳を除いた割合。

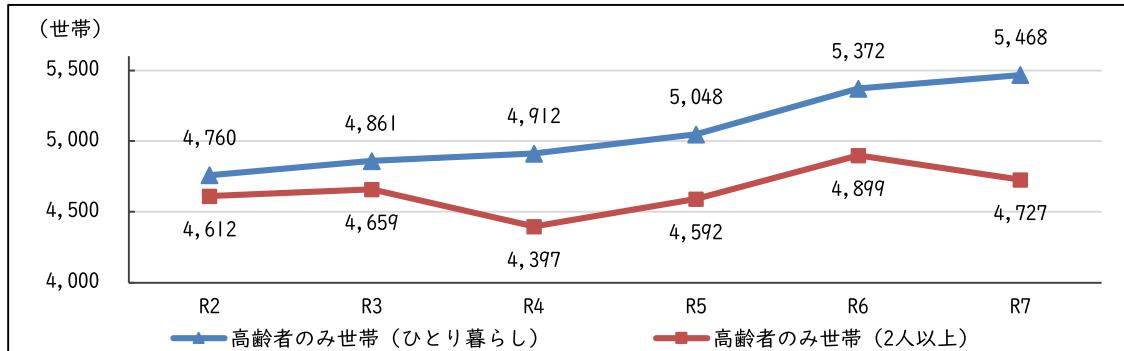
出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」(9月末現在)

令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

### 3 高齢者の状況

ひとり暮らしの高齢者のみ世帯数は、年々増加しており、令和2年から令和7年にかけて708世帯増加しています。2人以上の高齢者のみ世帯数は、令和4年から令和6年にかけて増加傾向にあります。

図3 高齢者の世帯数の推移



※「高齢者のみ世帯（ひとり暮らし）」：65歳以上単身世帯

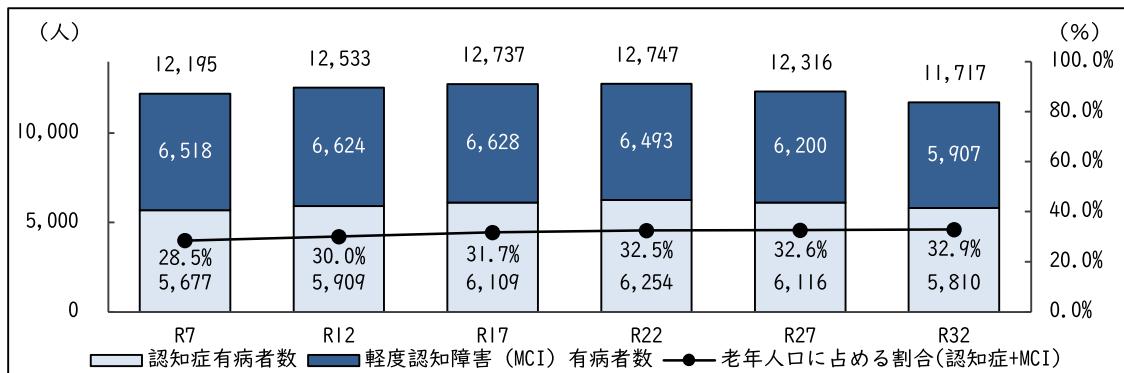
「高齢者のみ世帯（2人以上）」：令和6年以前は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦世帯および65歳以上の複数名で構成される世帯、令和7年は夫、妻ともに65歳以上の夫婦世帯および65歳以上の複数名で構成される世帯

### 4 認知症高齢者の状況

本市の軽度認知障害（MCI）有病者、認知症有病者の将来推計を行ったところ、軽度認知障害有病者は令和17年に、認知症有病者数は令和22年にそれぞれピークを迎えるものと推計されます。

また、認知症と軽度認知障害の有病者数を合計した人数が、老人人口（65歳以上）に占める割合はおおむね3割程度で推移すると推計されます。

図4 認知症高齢者数の将来推計

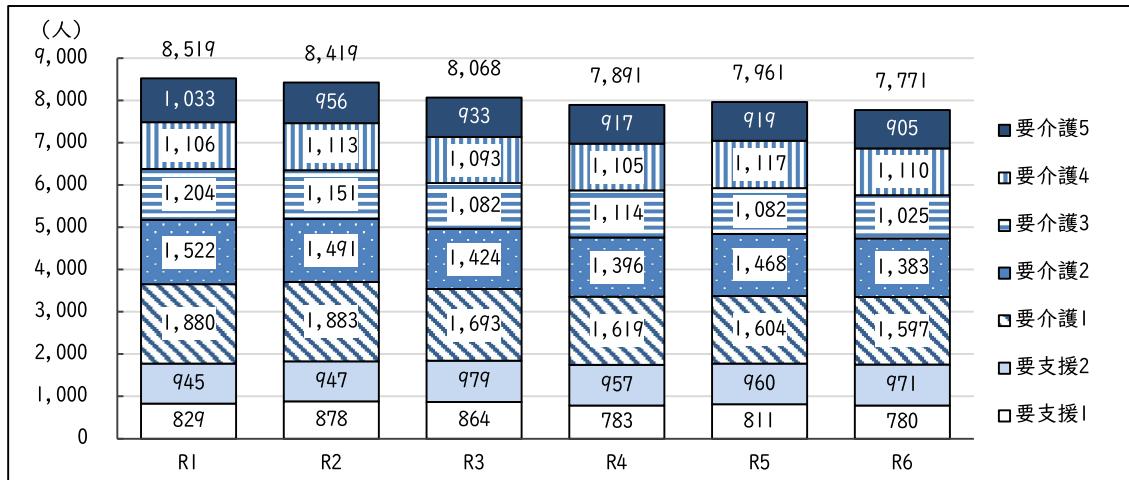


出典：国立大学法人 九州大学「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」を用いて、  
令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」（9月末現在）、令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）から算出

## 5 介護保険制度の状況

介護保険で要支援・要介護認定を受けた人数は、減少傾向にあり、令和元年から令和6年にかけて748人減少しています

図5 介護保険要支援・要介護認定者数の推移

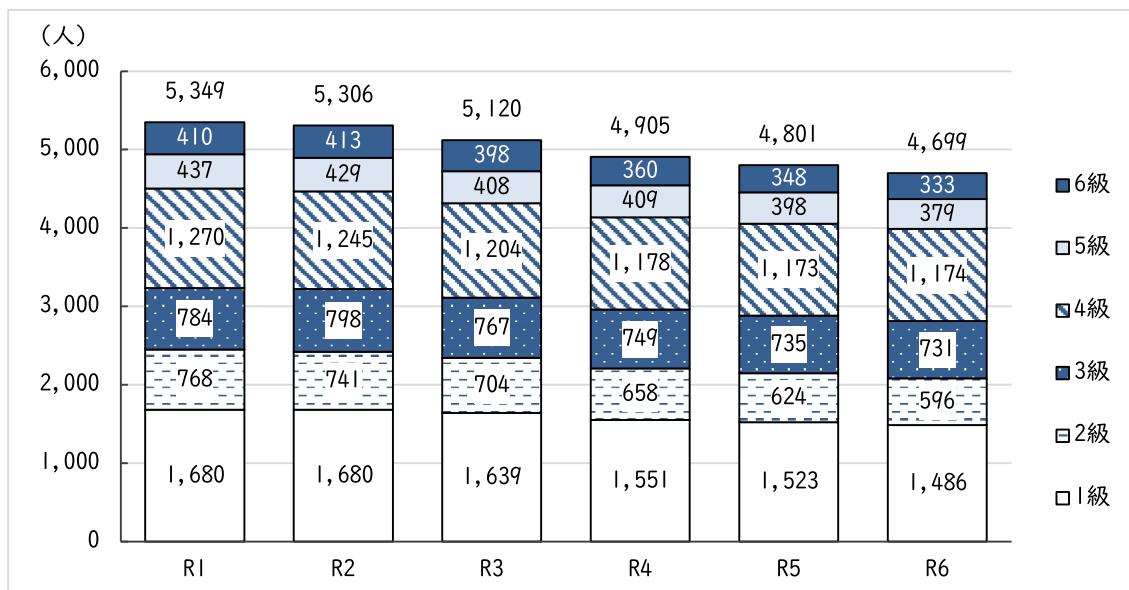


出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

## 6 障害者の状況

身体障害者手帳所持者は、令和元年から令和6年にかけて650人減少しており、減少傾向が続いています。

図6 身体障害者手帳所持者数の推移



出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

療育手帳所持者は、令和元年から令和6年にかけて51人増加しており、微増傾向が続いています。

精神障害者保健福祉手帳の1級所持者は減少傾向にありますが、3級所持者は令和元年から令和6年にかけて65人（約3割）増加しています。

図7 療育手帳所持者数の推移

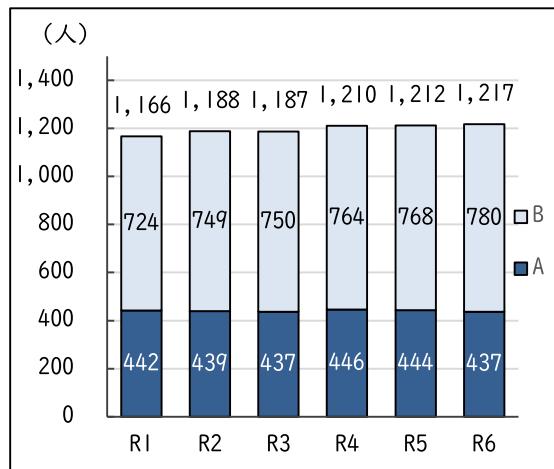


図8 精神保健福祉手帳所持者数の推移

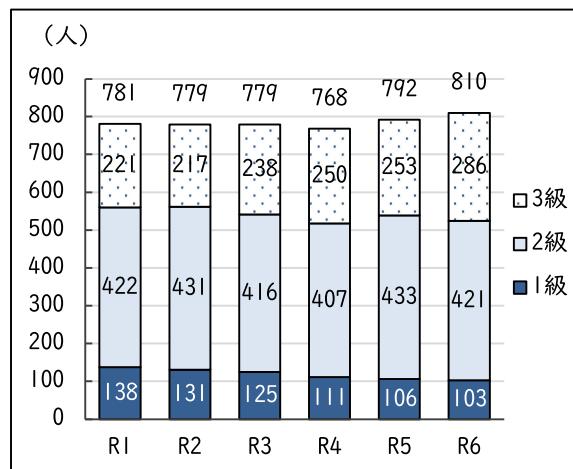
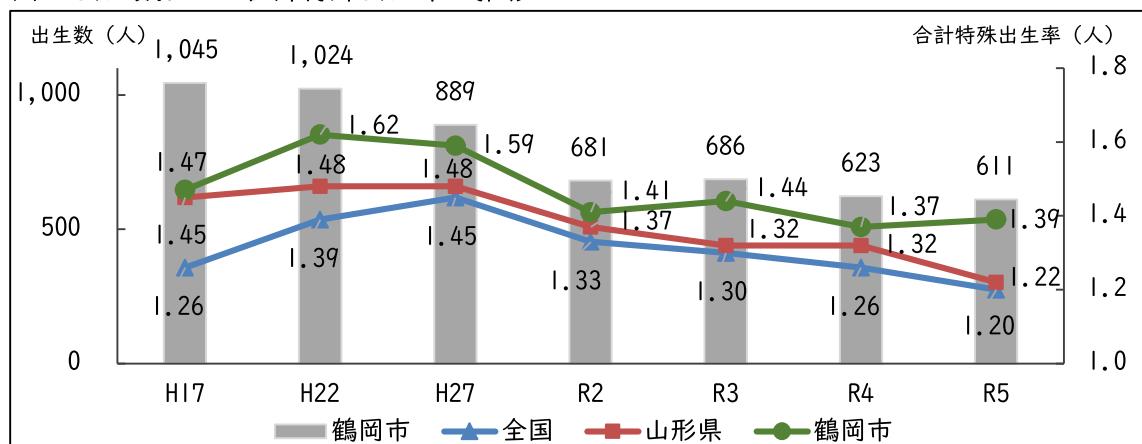


図7, 8 出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

## 7 出生の状況

本市の出生数は年々減少しており、令和5年の出生数は、平成17年の約6割となっています。また、本市の合計特殊出生率※は、全国や県の合計特殊出生率を若干上回るもの、年々低下傾向にあります。

図9 出生数および合計特殊出生率の推移

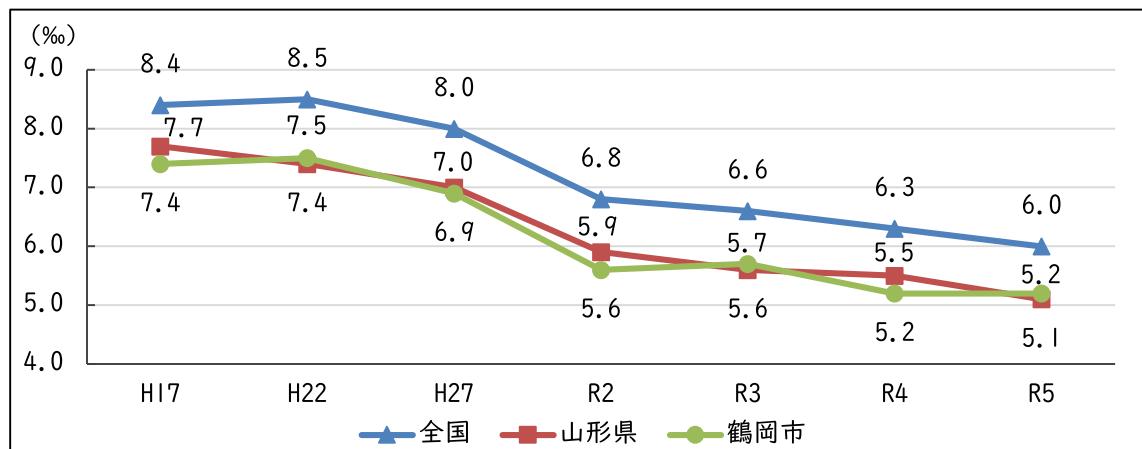


※15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する。

出典：山形県「山形県統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」

出生率※は本市、山形県、全国のいずれにおいても低下傾向にあり、本市の出生率は、山形県とおおむね同水準で推移しているものの、全国と比較すると低い水準にあります。

図10 出生率の推移



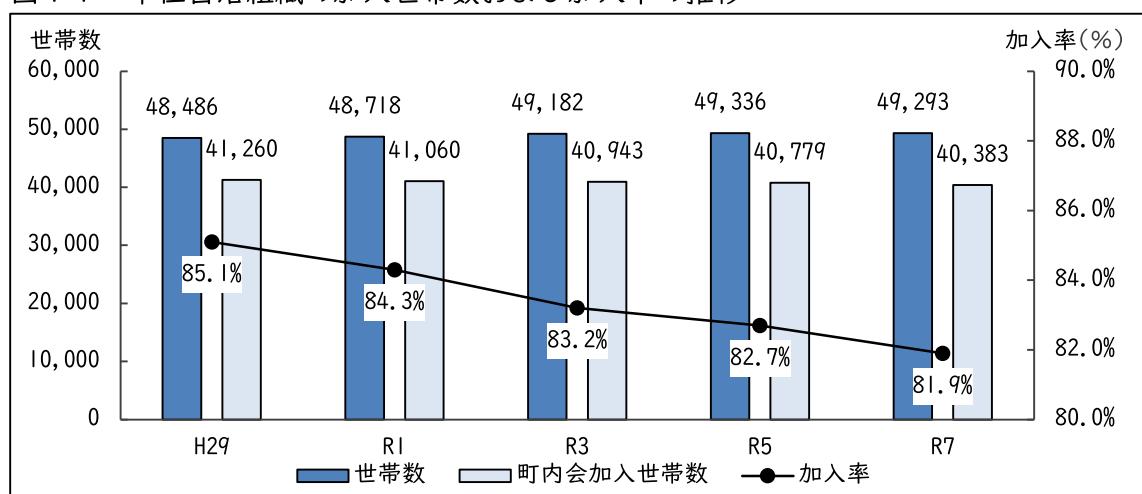
※人口1,000人に対する1年間の出生数の割合。

出典：山形県「山形県統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」

## 8 単位自治組織の状況

本市の世帯数は平成29年から増加傾向にありましたが、令和7年に減少に転じています。一方、単位自治組織への加入世帯数および加入率は減少が続いています。

図11 単位自治組織の加入世帯数および加入率の推移



出典：鶴岡市「住民基本台帳」、コミュニティ推進課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### I 基本理念

こどもや若者から高齢者、障害者などの世代や属性にかかわらず、鶴岡市民が誰一人取り残されることなく、人と人とのつながり、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指し、つるおか地域福祉プラン2025の理念を次のとおり掲げます。

「つながり 支え合う 福祉で共生のまちづくり 鶴岡」

### 2 基本目標

基本理念に基づき、次の6つの基本的な目標に向かって、鶴岡市における地域福祉を推進します。

基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実

基本目標2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充

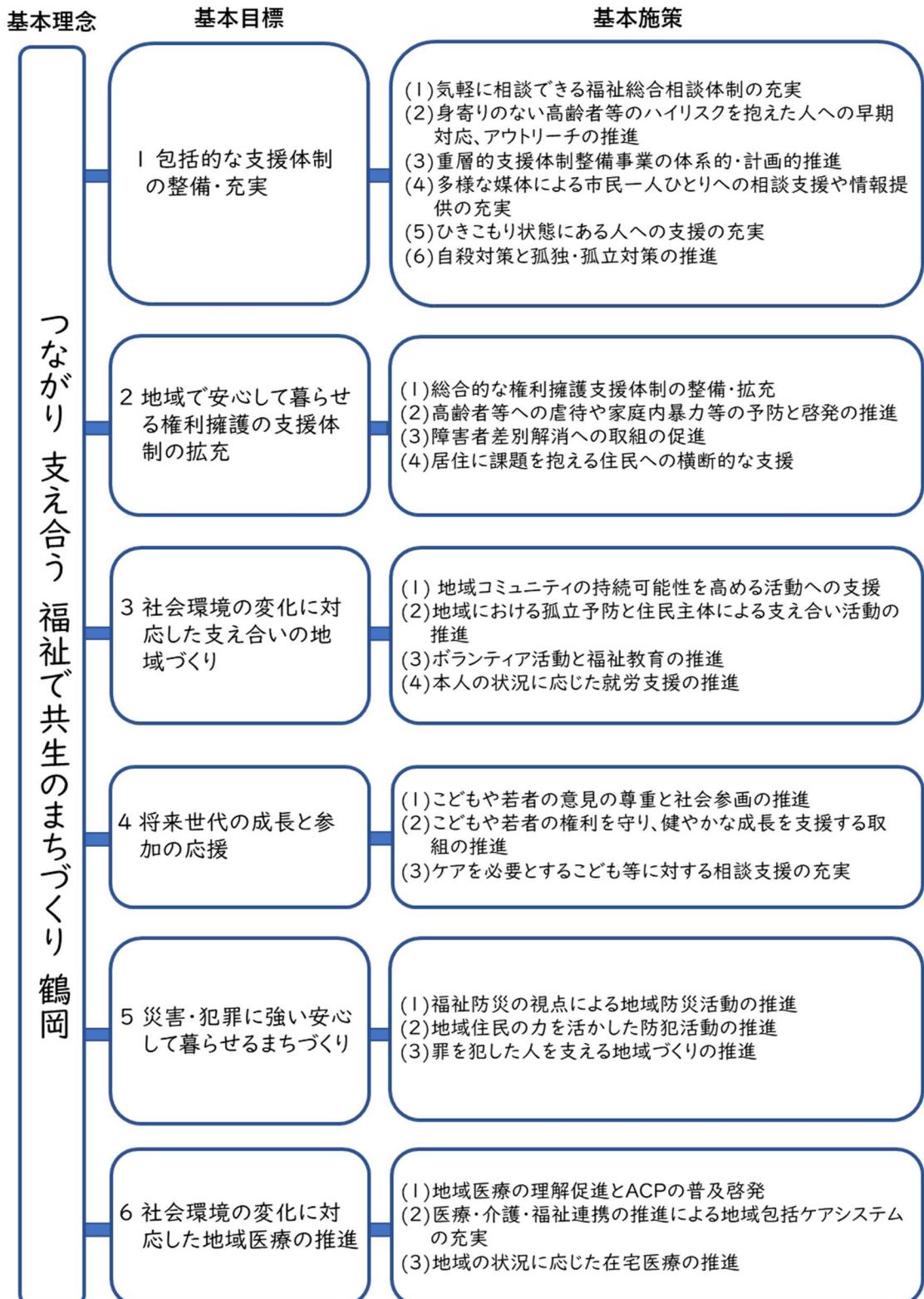
基本目標3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり

基本目標4 将来世代の成長と参加の応援

基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり

基本目標6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進

### 3 計画の体系



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実

#### ■現状と課題■

令和6年度に実施した鶴岡市福祉ニーズアンケート調査では、福祉や介護などで困りごとが生じた場合の相談について、「情報があれば相談できる」が42.9%、「情報があっても（なかなか）相談できない」が19.0%という結果であり、わかりやすい相談窓口の設置とその周知、そして、相談できない人へのアウトリーの体制づくりが必要とされています。

我が国では、入院治療や賃貸住宅への入居、福祉施設の利用などにおいて、家族や親族などの身元保証人がいることが前提として行われてきました。しかし、単身化社会の到来により、家族や親族などの身寄りのない単身高齢者などが増加しています。

また、未婚・非婚の人が増加しており、身寄りのない方が地域において安心して暮らすための方策が必要とされています。厚生労働省の調査では、障害者の年代は、40代・50代が4割近くとなっており、このようなリスクを抱えた人たちにアウトリーとして、実態を把握し、可能な限り早期に相談にのり、必要な情報やサービスを提供するサポートのあり方について、行政や関係機関・団体が協力して検討する必要があります。

国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する全世代型の包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3(2021)年度から任意事業として実施しています。本市においても、令和4(2022)年度～6(2024)年度の移行準備事業を経て、令和7(2025)年度より、重層的支援体制整備事業を実施していますが、国では、実施自治体に対して、当該事業の実施計画を策定し、計画的に事業を推進していくことを求めております。

独居高齢者、ひとり親世帯、認知症やひきこもり状態にある方、不登校の児童・生徒、またメンタルヘルス上の課題を抱えた人、生活困窮者など、地域から孤立しがちな方や孤独感を感じている人などは、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求める・求めることができない場合が多く、このような人々や地域住民に対して、関連する相談機関やサービス内容について、わかりやすく親しみやすい情報提供が求められます。

本市の令和6年の自殺者数は25人で、人口10万人当たりの自殺死亡率は21.1であります。全国の16.4、県の15.6に比べ、高い状況にあります。全国的にこども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、本市においても増加が懸念される状況となっています。

長期に続いた新型コロナの影響など、社会環境の大きな変化により、精神的なストレスを抱えた人や、社会的に孤立したり孤独感を感じている人が多くなっていることを踏まえ、それぞれが悩みを話せる地域における居場所の開設、各種支援策・相談窓口の情報をわかりやすく情報発信するなど、可能な限り早期に支援につなげる取組を拡充していく必要があります。

## ■基本施策■

### (1) 気軽に相談できる福祉総合相談体制の充実

#### 主な取組

- ◇分野や属性を問わず、多様な相談を受け止め、多機関と連携しながら継続的な支援に繋ぐ「福祉総合相談窓口」の設置について検討し、実現を目指します。
- ◇既存の相談支援機関である地域包括支援センターや障害者相談支援センターにこころ、地域生活自立支援センターくらしステーション、こども家庭センターにおいては、それぞれの所管分野を入り口として、世帯員に多分野の支援ニーズを抱えている場合などについても、包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援に繋ぎます。

### (2) 身寄りのない高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進

#### 主な取組

- ◇国で法制化・事業化される予定の「終身サポート事業」を活用しながら、身寄りのない高齢者等の権利擁護支援策の充実を図ります。また、予防的なアウトリーチにより身寄りのない高齢者等が抱える課題を把握し、早期対応の体制づくりに取り組みます。
- ◇民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行うとともに、相談や関係先へのつなぎを行います。
- ◇社会福祉協議会に配属され、コミュニティソーシャルワークを実践する「地域福祉ワーカー」が、地域組織や関係機関と協働し、自ら支援を求めない、又は求めることができずに地域で孤立している方などの把握や訪問、社会参加へのつなぎなどの支援を行います。

### (3) 重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進

#### 主 な 取 組

- ◇複雑・複合的な課題を抱える方や世帯に対応するため、分野や属性を問わず相談を受け止め、関係機関や地域が連携して本人や世帯に寄り添いながら切れ目がない支援を行う包括的支援体制の整備を推進します。
- ◇包括的な支援体制の整備に当たり、対象者の世代や属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を活用します。
- ◇事業の体系や評価項目等を設定した重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、計画に基づき事業を実施します。

### (4) 多様な媒体による市民一人ひとりへの相談支援や情報提供の充実

#### 主 な 取 組

- ◇こころの問題や社会的に孤立している、孤立感を感じていることなどについて、抱え込まずに自発的な相談を促すことを啓発するとともに、こうした場合の相談先について、市のホームページやチラシの他、SNSを活用して周知を行います。
- ◇生成AIやSNSなどを活用した相談支援ツールの活用について検討します。

### (5) ひきこもり状態にある人への支援の充実

#### 主 な 取 組

- ◇ひきこもり状態で生きづらさを抱えている当事者や家族のための相談窓口の設置や居場所を提供するとともに、支援関係機関等の連携体制を構築し、ひきこもり状態にある人への支援の充実を図ります。

### (6) 自殺対策と孤独・孤立対策の推進

#### 主 な 取 組

- ◇市民のこころの健康の保持増進のため、相談支援や周知啓発、企業や団体、地域住民を対象とした「こころのサポーター」の養成、児童生徒等への「SOSの出し方・受け止め方講座」等の取組により、総合的に自殺対策を推進します。
- ◇孤独・孤立を「誰にでも起こり得る身近な問題」として捉え、地域全体で理解を深めるための周知啓発や相談先の情報提供・発信等により、孤独・孤立の状態に

### 主 な 取 組

ある人が支援を求めやすい環境づくりを推進します。  
◇孤独・孤立対策は、自殺対策と親和性が高いことから、取組の調整を図りながら、  
一体的に実施します。

### ■成果指標■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
相談先の情報があれば、困りごとを相談窓口に相談できる方の割合	42.9%	55.7%
コミュニティソーシャルワーカーの新規相談件数	191件 (R6年度)	248件
自殺死亡率(人口10万人対)	21.1 (R6年度)	15.0以下
主観的な孤独感を「時々ある」・「しばしばある・常にある」と感じる人の割合	13.9%	11.2%以下

## 基本目標2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充

### ■現状と課題■

高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加し、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予想されます。

現在、政府においても成年後見制度のあり方が検討されていますが、日常生活自立支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不充分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。

近年、国内で各種の社会福祉関係の事業所において虐待事件が発生しています。また、障害者グループホームやサービス付き高齢者向け住宅などが増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。

障害者差別解消法が施行され、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、不当な差別取り扱いを禁止すると共に、「合理的配慮」の提供が義務づけられています。さらに、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施及び指針の作成や普及などに取り組む必要があります。

高齢者、低所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。住まいは生活の拠点であり、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

## ■基本施策■

### (1) 総合的な権利擁護支援体制の整備・拡充

#### 主 な 取 組

- ◇認知症等により判断能力に不安のある方が成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する制度を活用し、地域で安心して生活できるようにするために、鶴岡市成年後見制度中核機関（鶴岡市成年後見センター）と連携し、市民への制度および相談窓口の普及啓発を推進するとともに、福祉・司法等の多職種が協働して対応する相談支援体制の整備や、成年後見人等の受任者の確保に向けた取組を進めます。
- ◇成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、手続きを行う親族等がいない方に対しては、市長による申立てを行います。また、経済的な理由により制度の利用が困難な方も安心して利用できるよう、申立て時の鑑定費用や後見人等への報酬を助成する等の支援を実施し、成年後見制度を適切に利用しやすい環境づくりを推進します。

### (2) 高齢者等への虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進

#### 主 な 取 組

- ◇高齢者に対する虐待を防止し、早期発見につなげるため、市民や介護支援専門員等の保健・医療・福祉サービス従事者等に対する普及啓発や相談窓口の周知に努めます。また、相談や通報後の支援においては地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◇虐待の防止や支援を必要とする方への迅速な支援体制を強化するため、警察や福祉関係機関等で構成する協議会を開催し、高齢者虐待防止策に関する協議を通じて、関係機関相互の連携を推進します。
- ◇障害者地域自立支援協議会と連携して、市民向けに障害者虐待防止研修会を開催し、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処します。
- ◇児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や早期対応、再発・未然防止を図る支援体制を強化します。

### (3) 障害者差別解消への取組の促進

#### 主 な 取 組

- ◇障害者の方などが、社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示や周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークの普及を推進します。
- ◇障害理解の促進と差別解消に向けて、講演会や研修会等を開催するとともに、市広報やホームページを活用して、差別解消の周知・啓発を行います。

### (4) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

#### 主 な 取 組

- ◇居住支援協議会による物件紹介事業を継続し、住宅確保要配慮者の住まいの確保を図るとともに、住まい確保以外の課題がある場合には関係部局・機関につなぎます。
- ◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録推進及び登録住宅への改修費支援や、低所得世帯への家賃低廉化等の支援を継続することにより、住まい確保と生活の安定を図ります。

## ■成果指標■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
鶴岡市成年後見センターへの相談件数	16件	30件
成年後見制度の利用(市長申立件数)	4件 (R6年度)	44件 ※累計
住宅確保要配慮者専用住宅登録戸数 (R8.1.28現在)	988件 ※累計	1,176件 ※累計

## 基本目標3　社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり

### ■現状と課題■

町内会や自治会などの住民自治組織において、高齢化の進展や人口減少に伴う役員の高齢化やなり手不足、町内会等の加入率や地域コミュニティにおける帰属意識の低下、人間関係の希薄化により、行事や活動を維持することが困難になっている地域が見受けられます。

また、単身高齢者など地域社会において孤立しがちな人々が増加しており、地域において、「気づきあい、つながりあい、支え合い、認めあう」仕組みづくりを再構築していく必要があります。

住民主体による地域支え合い活動を推進するためには、より多くの住民が「支え合い活動」の意義を理解し、できる範囲での見守りや声かけなどの活動を広げていくことが重要であり、定年退職後の高齢者や子育て世帯、また、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を地域に多様に創出していくことが求められます。

本市においても、空き店舗を活用した多世代交流拠点による交流活動や有償ボランティアなど、住民主体の支え合い活動を展開している地域があります。こうした活動は、日常生活圏など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要です。

地域では、学校や社会福祉協議会等と連携した福祉教育や各種ボランティア活動が実施されておりますが、少子高齢化や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中、福祉を身近な課題として捉える意識が十分に浸透していない状況があります。

障害のある方や、ひきこもり状態にある人など、多様な背景を持つ人がそれぞれのペースで社会参加や就労につながるよう、個々の状況に合わせた支援を進めることが重要です。

## ■基本施策■

### (1) 地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援

#### 主 な 取 組

- ◇コミュニティ支援員や集落支援員等を配置して、地域コミュニティの活動を支援するとともに、将来人口の見通しを踏まえた地域ビジョン・集落ビジョンの策定を支援します。
- ◇広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金を交付し、地域が主体的に行う多様な居場所づくりなどの地域課題の解決に向けた取組等を支援します。
- ◇旧小学校区内の集落においては、基幹集落への生活サービス機能の集約を進めるとともに、住民同士の多様な支え合いを通じて地域の生活基盤の維持・強化を図ります。

### (2) 地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進

#### 主 な 取 組

- ◇一人暮らし高齢者等の孤立の予防と自立した生活を支援するため、民生委員・児童委員による定期的な安否確認の訪問活動を支援します。
- ◇民生委員・児童委員のなり手不足が課題となる中、地域住民の協力を得ながら相互に助け合う「民生委員・児童委員サポート制度」を活用し、民生委員・児童委員の負担軽減を図ります。
- ◇生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域課題や住民のニーズに応じた地域資源のマッチングや、新たな互助の仕組みづくりを推進します。
- ◇地域支え合い活動に必要な知識や考え方、実践方法を学ぶことができる研修会を継続的に開催し、担い手の養成に努めるとともに、研修受講者のフォローアップを行い、活動の立ち上げ等を促進します。

### (3) ボランティア活動と福祉教育の推進

#### 主 な 取 組

- ◇ボランティア活動の活性化を図るため、鶴岡市ボランティアセンターによる研修会等の開催、ボランティア同士の連携強化、人材発掘を支援しボランティア活動の充実を図ります。
- ◇学校での授業や活動において、思いやりや助け合いを学ぶ体験活動や車いす体験、アイマスク体験などの体験学習、高齢者施設の訪問・交流学習を推進します。

#### (4) 本人の状況に応じた就労支援の推進

主 な 取 組
◇鶴岡地域生活自立支援センターくらしステーションで相談支援と就労支援を実施するとともに、支援プランが必要な方には、個別に支援プランを作成し、計画に基づいた支援を行います。
◇生活が困窮状態にある方など、就労に関する支援が必要な方に対して、生活支援や社会生活の訓練、就労体験等を通じて、参加者の状況に応じた就労を支援します。
◇障害者や生活が困窮状態にある方等が、農業分野での就労活動を通じて、自信や生きがいを見出し、社会への参加や就業を目指していく取組を支援します。
◇就労に当たり職場への適応等に困難を抱えている方等に対して、職場へ同行して適応及び定着をサポートする取組を支援します。
◇障害者の就労支援に係るネットワークの構築や物販を通じて、障害者の就労支援、工賃の向上を図ります。

#### ■成果指標■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
担い手養成研修を修了し、地域活動等への参加・協力をしている割合	67% (R5年度)	75%
地域活動・ボランティア活動に参加している人の割合	24.0%	37.5%
地域における問題や課題解決に向けた住民同士の支え合い、助け合いの関係の必要性を感じている人の割合	68.8%	76.6%
自立相談支援事業の対象である生活困窮者のうち、支援により就労につながった人数	23人 (R4年度)	48人
福祉施設に通所している利用者のうち、企業などと雇用契約を結び就労した人數	16人 (R4年度)	29人

## 基本目標4 将来世代の成長と参加の応援

### ■現状と課題■

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めています。そこには、すべてのこどもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられるとしています。

これまでの、こどもを保護されるべき対象としてのみとらえるだけでなく、こども自身が何を考え、何を必要としているのか意見を表明する機会を保証する必要があります。先行自治体の例なども参考としながら、本市における取組を検討する必要があります。

近年育児に関する相談が増加するとともに、こどもへの虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。さらに、学校への不適応、不登校や発達障害など保護者の子育てに関する相談件数も増加傾向にあります。

不登校やひきこもり状態の長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう例も少なからずあることが指摘されています。この課題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。

医療的ケア児とその家族は、医療的支援に加え、福祉、保育、教育にまたがる複合的な課題を抱えやすく、分野横断的な支援と家族の負担軽減、地域理解の促進が求められています。

## ■基本施策■

### (1) こどもや若者の意見の尊重と社会参画の推進

#### 主 な 取 組

- ◇こどもが日常の中で考えていることを直接大人に表明できる場として、こども会議を開催します。
- ◇こども・若者施策等を検討するにあたり、こども・若者を対象としたアンケートやヒアリング等の実施を全庁的に推進します。
- ◇こども・若者が、本市のこども施策などの市政について意見を表明できるよう、また、こども・若者に関する施策等に参加できる仕組みづくりを検討します。

### (2) こどもや若者の権利を守り、健やかな成長を支援する取組の推進

#### 主 な 取 組

- ◇こども一人ひとりの健やかな成長を支える児童福祉施策と、安心して子育てができる環境を整える子育て施策を一体的に推進します。
- ◇貧困、いじめ、不登校、ひきこもり状態、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者や家庭を、その特性や支援ニーズに応じて、包括的な相談支援を行います。
- ◇こどもの貧困対策（貧困の連鎖を断ち切る支援）として長期的な視点からこども学習支援事業を実施します。
- ◇校内教育支援センターや教育相談センターの機能を充実させ、こどもが安心して学び、相談できる支援体制を強化します。
- ◇支援を必要とする児童生徒や家庭に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、個別に相談支援していきます。

### (3) ケアを必要とするこども等に対する相談支援の充実

#### 主 な 取 組

- ◇こどもの発達に対して、保健、福祉、教育等の連携により、乳幼児期から成人期までのライフステージの変化に応じた総合的な支援を行います。
- ◇相談支援担当職員等、支援に携わる職員の専門性や資質の向上を図るとともに、医療機関や教育機関、療育センター、児童相談所、公共職業安定所などの関係機関、民間団体、関係部局が連携する体制を強化します。
- ◇医療的ケア児（者）の日常生活を支援するとともに、家族の身体的・精神的な負

### 主 な 取 組

担軽減を図ります。

◇医療的ケアの必要な児童生徒が学習できる環境を保障し、円滑で充実した学校生活を送れるよう、医療機関と連携して学校での医療的ケア体制の充実を図ります。

### ■成果指標■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
こども会議の参加者数	7人	20人
小中学生が、夢や目標が「ある」「どちらかといえばある」と回答した割合	小学6年生 83.3% 中学3年生 67.8%	小学6年生 86.4% 中学3年生 72.7%

## 基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり

### ■現状と課題■

近年、気候変動等の影響により、豪雨災害など既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。また、令和6(2024)年1月の能登半島地震もあり、市民の災害への危機意識も増しています。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティでの相互の助け合い「共助」の取組が重要となります。

災害時の避難に支援が必要な方については現在、関係事業者の協力を得て、個別避難計画の作成を進めていますが、本人の状態や居住地域の災害リスクなどに応じて、優先順位をつけながら、さらに推進する必要があります。

防犯については、全国的に特殊詐欺や消費者被害などの犯罪が多く発生しており、意識啓発を促進することが重要となっております。また、こどもの見守り活動・パトロールなどに多くの高齢者が参画しており、今後もこうした取組を継続・推進していく必要があります。

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかしながら、安定した職業に就くことや住居を確保することができないことなどのために円滑な社会復帰をすることが困難となり、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全・安心な社会を築くためには重要です。

## ■基本施策■

### (1) 福祉防災の視点による地域防災活動の推進

#### 主 な 取 組

- ◇自主防災組織指導者講習会・ブラッシュアップ講習会等の機会を捉え、地区防災計画の作成を推進します。
- ◇各地域の災害リスクに応じた要支援者の避難支援の体制づくりについて、福祉防災の視点に立って、町会、自治会、民生委員・児童委員などの住民組織、医療・福祉関係機関・施設、小・中学校などの連携・協力による取組を促進します。
- ◇高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難な方について、災害時における避難支援体制を整えるとともに、各地域の状況に応じた災害時個別避難計画の作成を推進します。
- ◇災害時における避難生活について、知的障害や精神障害などがある方も、本人や家族が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

### (2) 地域住民の力を活かした防犯活動の推進

#### 主 な 取 組

- ◇小学校26校全校区において組織されている見守り隊の活動を支援します。
- ◇地域安全活動及び暴力追放活動の取組として、鶴岡市防犯協会各支部が行う防犯活動の支援や、関係団体と連携した防犯活動を実施します。
- ◇特殊詐欺を防止するための取組として、鶴岡警察署などの関係団体と連携し、詐欺被害防止のための啓発活動を推進します。
- ◇消費者の権利、利益擁護と生活向上を図るために、消費生活センターを設置、消費者生活相談員を配置し、消費生活の相談や苦情に対応するとともに、正しい知識の啓発及び情報提供をしていきます。

### (3) 罪を犯した人を支える地域づくりの推進

#### 主 な 取 組

- ◇鶴岡市再犯防止推進計画に基づき、罪を犯した人が孤独を抱えないように見守り、福祉・就労、住まい等の支援を繋ぎながら円滑に社会復帰できるよう支えていくとともに、住民や関係機関の理解促進を図り、誰もが排除されずに支え合う地域づくりを推進します。
- ◇山形県地域生活定着支援センターや検察庁、関係機関と連携し、罪を犯した人の社会復帰に向けて個別支援を進めるとともに、社会を明るくする運動の継続実施により更生保護活動の重要性を周知啓発していきます。

### ■成果指標■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
災害時要支援者個別避難計画の策定件数	772件 (R6年度)	2,000件※累計
災害時に要支援者に対する手助け等ができる人の割合	39.8%	51%
平均再犯者数	78人 (R3年度の実数)	74人以下 (令和10年度)※1

※1 鶴岡市再犯防止推進計画の期間(令和6年度～令和10年度)の平均再犯者数をR3年度(78人)を基準として5%以上減少を目標とし、R10年度に目標値を再評価する。

## 基本目標6　社会環境の変化に対応した地域医療の推進

### ■現状と課題■

日本全体で人口に占める高齢者の割合がピークを迎える2040年に向けては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することが見込まれており、高齢者等が安心して療養生活を送るための在宅医療提供体制や介護サービスなどの地域のニーズに合わせた受け皿の整備が課題となっています。

また、医療現場では医師や看護師の不足や医療資源の偏在等、地域医療提供体制の課題にも直面しております。地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するためには、地域内や二次医療圏内の各医療機関の医療機能の明確化や役割分担など、広域的な連携を進めていく必要があります。

医療・介護・福祉の複合的ニーズを抱える高齢者等が増加する中で、在宅医療、緩和ケア、看取りなどを含めた、将来の病気や介護に備え、自身が望む医療やケアについて、前もって家族等と話し合い、考え方を共有する「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」に対する市民の理解を促進し、普及させていく必要があります。

### ■基本施策■

#### (1) 地域医療の理解促進とACPの普及啓発

##### 主な取組

- ◇市民・医療者・行政が地域医療の現状や課題についてともに学び、理解を深めながら、地域包括ケアシステムを地域全体で支え、機能させるために活動する「地域医療市民勉強会」を継続的に実施します。
- ◇ACPの普及に向け、医療・介護従事者等と連携して啓発活動に取り組みます。

#### (2) 医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアシステムの充実

##### 主な取組

- ◇入院時から在宅医療までスムーズな移行ができるよう、県が北庄内と南庄内の相互連携のために作成した庄内地域入退院ルールの普及に努めます。
- ◇地域電子カルテ「Net4U」や「ちようかいネット」等の情報共有ツールの利活用を促進し、切れ目のない医療・介護連携を推進します。
- ◇急性期から慢性期、介護施設をつなぐ医療・介護計画である地域連携パス及び地域包括ケアパスの効果的な運用を推進します。

### 主 な 取 組

◇多職種チームアプローチによる嚥下の食支援や口腔ケアを行う活動を支援します。

### (3) 地域の状況に応じた在宅医療の推進

#### 主 な 取 組

◇一体的で切れ目のない在宅医療と介護を提供するため、鶴岡地区医師会、鶴岡市立荘内病院と協働し、医療や介護に関する相談窓口や多職種連携を目的とした研修会を開催するとともに、市民に医療・介護資源の情報をわかりやすく提供します。

◇緩和ケアの充実や啓発のために市民向け講座や講演会、医療福祉関係者向けの研修会を開催し、患者・家族の生活の質の向上、医療、介護、福祉従事者のスキルアップを図ります。

◇医療関係者や介護・福祉関係者と退院前カンファレンスを行い、スムーズに在宅復帰できるよう、退院支援の連携推進を図ります。

## ■ 成果指標 ■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域医療市民勉強会の参加人数	233人 (R6年度)	新規 200人※累計
在宅医療について知っている人の割合	49.7% (R5年度)	70%
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)という取組を知っている人の割合	8.4% (R5年度)	30%

# 重層的支援体制整備事業 実施計画

## 第1 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、核家族による社会構造の変化が進むとともに、個人のライフスタイルの多様化に伴い、地域や家族のつながりが希薄化しています。また、個人や世帯の抱える課題は複雑化・複合化し、ひきこもり状態や、80代の親が50代の子の生活を支える8050問題、ヤングケアラーなど、既存の福祉制度の狭間にある様々な課題が顕在化してきています。

これらの課題に対応するため、市町村においては属性や分野に捉われない包括的な支援体制づくりが求められています。

そこで、国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和2年6月に社会福祉法の改正を行い、「対象者の属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

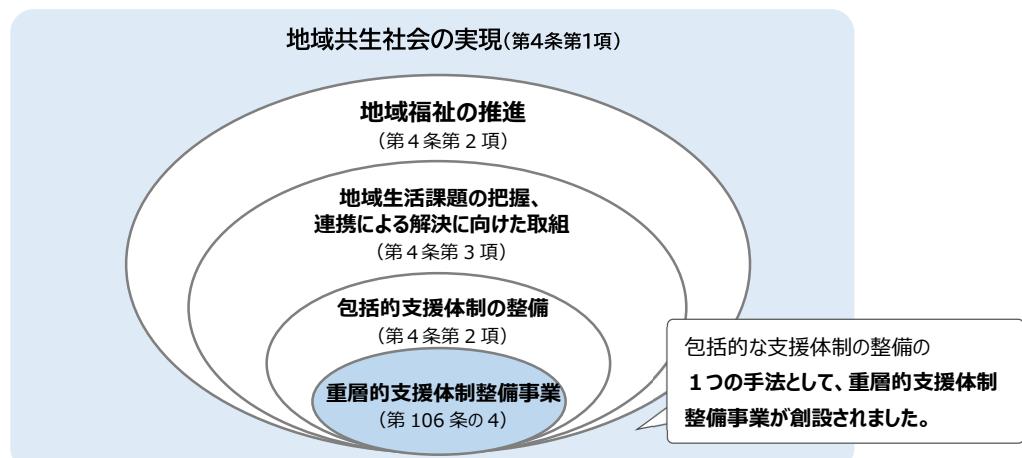
本市においては、地域共生社会の実現に向け、この「重層的支援体制整備事業」により、包括的な支援体制を整備することとし、本実施計画は、「重層的支援体制整備事業」を適切かつ効果的に推進するため、具体的な支援体制に関する事項について定めるものです。

### 2 計画の期間

本計画は、鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン 2025」と一体的に推進することから、本計画の計画期間は、地域福祉計画と同じ、令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度の5年間とします。

なお、国の動向や制度等の変化により、計画の修正が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

### 社会福祉法における包括的支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ



## 第2 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本目標

一人ひとりが役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、行政、関係機関、地域住民等が連携・協働し、包括的な支援体制の整備を推進します。

#### 目標1 身近な地域で気軽に相談できる福祉の総合相談体制づくり

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間に対応するため、行政や関係機関と連携し、世代・分野を問わない困りごとに対する相談支援体制の整備を進めます。また、人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携や対応力の向上を図ります。

#### 目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

ひきこもり状態にある人や社会的孤立などにより、社会とのつながりが必要な人に対し、適切な支援に結びつけるコーディネート機能の充実を図るとともに、社会資源の調整を行います。

#### 目標3 地域における孤立予防と住民主体による支え合いのまちづくり

地域で孤立しがちな人々を「気づきあい・つながりあい・支え合い・認め合う」地域支え合いの仕組みづくりを推進するため、行政や社会福祉の関係機関、NPO法人、ボランティア団体、民間の事業所等の地域の多様な主体との連携強化を進めます。

### 第3 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要

---

#### 1 重層的支援体制整備事業の全体像

##### (1) 重層的支援体制整備事業を構成する各事業の相互関係

重層的支援体制整備事業は、次の5つの支援（事業）で構成されています。

- ① 属性を問わない相談支援
- ② 参加支援
- ③ 地域づくりに向けた支援
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援
- ⑤ 多機関協働による支援

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を加え、①から⑤を一体的に実施します。

具体的には、①生活上の課題について、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、⑤支援関係機関の連携により支援を行い、④自ら支援につながることが難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性構築に向けた伴走型支援を行います。

また、②社会とのつながりが希薄な方に対しては、本人や世帯の状況を丁寧に把握して、社会参加に向けた支援を提供します。

さらに、③介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、地域における交流・参加・学びの活動を活性化することを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

相談者に対する個別支援と地域活動を活性化するための支援、それを結びつける参加支援により、支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、地域全体で支え合う体制を構築します。

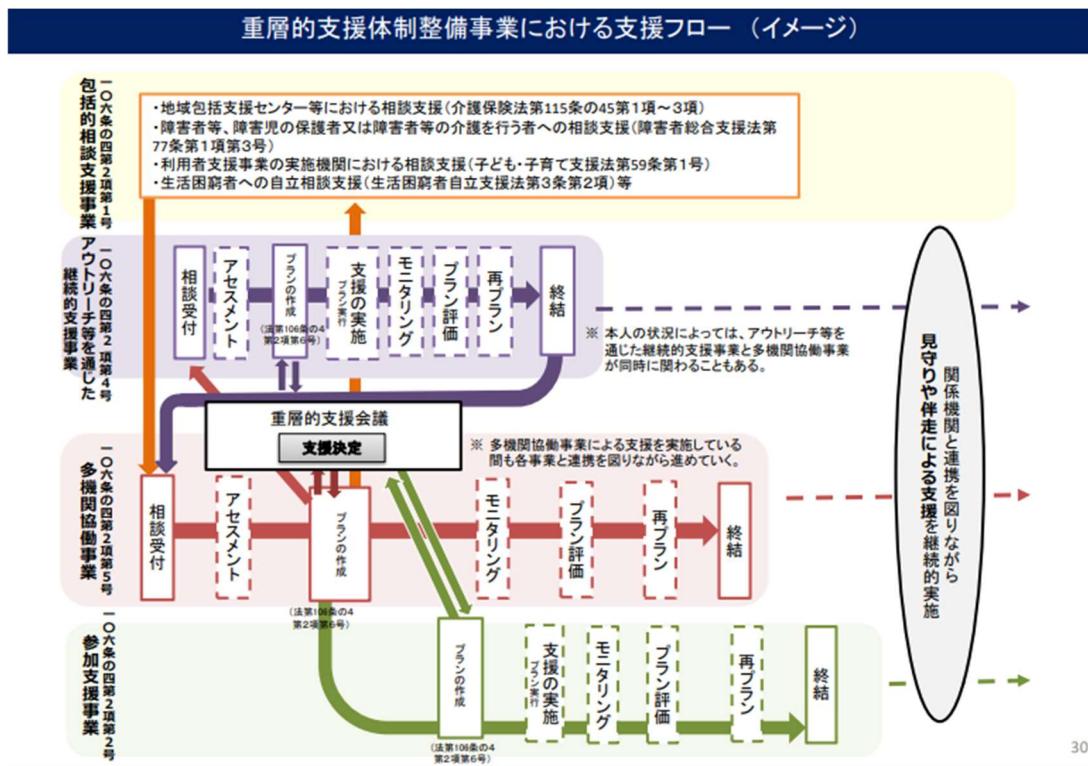
重層的支援体制整備事業を構成する各支援（事業）は、社会福祉法において、次のとおり規定、整理されています。

● 社会福祉法第106条の4 第2項に基づく事業

機能		既存制度の対象事業等	本市の取組
<u>相談支援</u> (第1号)	イ	【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
	ロ	【障害】 障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにこころ
	ハ	【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター
	ニ	【困窮】 自立相談支援事業	鶴岡地域生活自立支援センターくらしステーション
<u>参加支援</u> (第2号)	新	—	鶴岡市社会福祉協議会に委託 (詳細は別記)
<u>地域づくりに向けた支援</u> (第3号)	イ	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業)	
	ロ	【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置
	ハ	【障害】 地域活動支援センター事業	障がい者地域生活支援センター翔
	ニ	【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等
<u>アウトリーチ等を通じた継続的支援</u> (第4号)	新	—	鶴岡市社会福祉協議会に委託 (詳細は別記)
<u>多機関協働</u> (第5号)	新	—	鶴岡市社会福祉協議会に一部 委託 (詳細は別記)
		—	
<u>支援プランの作成</u> (第6号)		—	※多機関協働と一体的に実施

## (2) 重層的支援体制整備事業の支援フロー

重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する事業であると同時に、課題を抱えた方に寄り添い、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、地域全体で支え合う、多層化した支援の連鎖であり、その支援のフローを図で表すと下記のとおりとなります。



## 2 事業の実施体制

### (1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の各分野において実施されている既存の相談支援の取組みを活かしつつ、相談者の世代や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うものです。

また、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例について、支援の方向性の整理、関係機関間の役割分担の調整が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ、各支援関係機関の専門性を生かしたチーム支援を行います。

#### ① 実施体制

##### ア 地域包括支援センター【委託】

(担当課：地域包括ケア推進課)

地域包括支援センターは、介護の相談や健康、福祉、医療、生活に関することなど、高齢者の総合相談機関です。各地域包括支援センターには、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士をそれぞれ1名以上配置しており、介護予防ケアマネジメントや権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の役割を担っています。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
高齢	11	健楽園地域包括支援センター	第1学区・第4学区
		地域包括支援センターなえづ	第2学区・斎・黄金
		地域包括支援センターつくし	第3学区・湯田川・田川
		永寿荘地域包括支援センター	第5学区・京田・栄
		地域包括支援センターかたりあい	第6学区・大泉・上郷・三瀬・由良・小堅
		鶴岡西地域包括支援センター	大山・加茂・湯野浜・西郷
		地域包括支援センターふじしま	藤島地域
		地域包括支援センターはぐろ	羽黒地域
		地域包括支援センターくしひき	櫛引地域
		地域包括支援センターあさひ	朝日地域
		地域包括支援センターあつみ	温海地域

##### イ 障害者相談支援事業【委託】

(担当課：福祉課)

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行います。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象者・対象圏域
障害	2	障害者相談支援センターにこころ	障害者・市内全域
		相談支援センターあおば	障害児・市内全域

## ウ 利用者支援事業【直営】

(担当課：子育て推進課・こども家庭センター)

すべての妊産婦や子育て世帯が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
こども・子育て	1	こども家庭センター	市内全域

## エ 自立相談支援事業【委託】

(担当課：福祉課)

失業等で生活困窮に直面した方に対し、早期段階で相談に応じ、相談者の状況に応じた包括的な支援と、伴走型の支援を通じて、社会的な自立に向けた支援を行います。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
生活困窮	1	鶴岡地域生活自立支援センター くらしへステーション	市内全域

## オ 本市の関連事業

対象分野	相談機能（担当課）	相談内容
生活	総合相談（市民課）	相続や債務、空き家など生活上の困りごと全般に関すること
	消費生活センター（市民課）	悪質な訪問販売、通信販売のトラブル、インターネットなどによる被害等に関すること
保健健康	健康課	妊娠期から高齢期までの全ての年齢層の心と身体の健康に関すること
こころ	こころの健康相談（健康課）	不眠や抑うつ状態、依存症に関するこころの健康に関すること
ひきこもり	若者ひきこもり相談（健康課）	卒業後や進学・就職後、途中で社会に出ることに不安を抱えている等の相談に関すること
子育て	発達相談（こども家庭センター）	乳幼児期のお子さんを対象とした発達支援に関すること
	児童虐待相談（こども家庭センター）	児童虐待に関する相談や通告に関する相談に関すること
	困難を抱える女性の相談（こども家庭センター）	DV被害者等、困難を抱える女性の相談支援に関する相談に関すること
	こども総合相談（こども家庭センター・学校教育課）	こどもと家庭に関する悩みや心配事などに関する相談に関すること
教育	教育相談（学校教育課・教育相談センター）	いじめ等、教育全般の学校教育に関する相談に関すること
		不登校、発達に関する相談に関すること
	就学相談会（学校教育課）	年長児を対象とした発達や発音、障害のあるお子さんの就学に関する相談に関すること
	青少年相談（青少年育成センター）	主に高校生年代を対象として、様々な問題、悩みに関する相談に関すること

## 力 鶴岡市社会福祉協議会の関連事業

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
福祉全般	7	鶴岡福祉センター（地域福祉課）、生活支援課 藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海福祉センター	市内全域

### （2）アウトリーチ等を通じた継続支援事業【委託】

アウトリーチ等を通じた継続支援事業は、複雑・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人や自ら助けを求める力が弱い人に対し、行政や支援関係機関、地域住民同士のネットワークなどから支援が届いていない人を把握し、本人との信頼関係を構築に向け、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

事業を委託する鶴岡市社会福祉協議会に担当職員（地域福祉ワーカー）を配置し、地域包括支援センター職員や市地区担当保健師、民生児童委員等から、支援につながっていない人や自ら助けを求められない人の情報収集を行うとともに、当該者に対して、つながりの構築やニーズ把握に向けた継続的な電話・訪問などを行います。

### （3）多機関協働事業【一部委託】

多機関協働事業は、市担当課（地域包括ケア推進課）と多機関協働事業者（鶴岡市社会福祉協議会）が役割分担をしながら、支援関係機関からつながれた複雑・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例などについて、相談支援機関が抱える課題の把握や各相談支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整を行う事業であり、支援者を支援する役割を担い、支援関係機関の連携の円滑化を進めるものです。

多機関協働事業による、支援関係機関の連携調整により、支援関係機関がそれぞれの専門性を生かし、関係者の連携の円滑化を図りながら、チームによる伴走支援を行います。

市では、業務担当職員を配置し、重層的支援会議の開催、支援プランの決定等を担うとともに、支援プランを通じた支援ニーズの把握・分析等により、事業の評価・検証を行います。

多機関協働事業者である鶴岡市社会福祉協議会は、専任職員を配置し、取扱う事例の選定や支援プラン案の作成、重層的支援会議開催に係る事前調整等、関係する支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理といった、事例全体に関わる種々の調整を行います。

## ①相談支援包括化推進員（仮称）の配置と役割

相談支援包括化推進員は、世帯全体の課題を受け止めるため、重層的支援会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進するものです。

市における各領域の相談支援機関や多機関協働事業者（鶴岡市社会福祉協議会）において、相談支援包括化推進員を配置し、下記の「つなぐケースの基準」に基づき、多領域の関係機関等による対応が必要とされるケースについて判断し、多機関協働事業者につなぎ、支援者の一人としてチーム支援に参画します。

## ②多機関協働事業に「つなぐケースの基準」

### つなぐケースの基準（目安）

A 「複雑・複合的な課題を抱えているケース」を前提条件とし、かつB～Dのいずれかの状況におかれている世帯



B どこかがリーダーシップを取り、課題の整理を行った方が円滑に解決に向かうケース

C ケースを担当すべき部署が明確でないケース

D 即時解決が難しく、継続的な関わりが必要なケース

E 外部の関係団体やボランティア等の協力が必要なケース

### 多機関協働事業対象

- 高齢者
- 障害者・障害児
- こども・子育て
- 生活困窮

- ④調整困難な複雑・複合的な課題のある世帯
- + α
- ⑤制度の狭間等

### ③重層的支援会議等の各種会議

複雑化・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯を多分野が連携し一体的な支援を実施するため、重層的支援会議・支援会議を実施します。

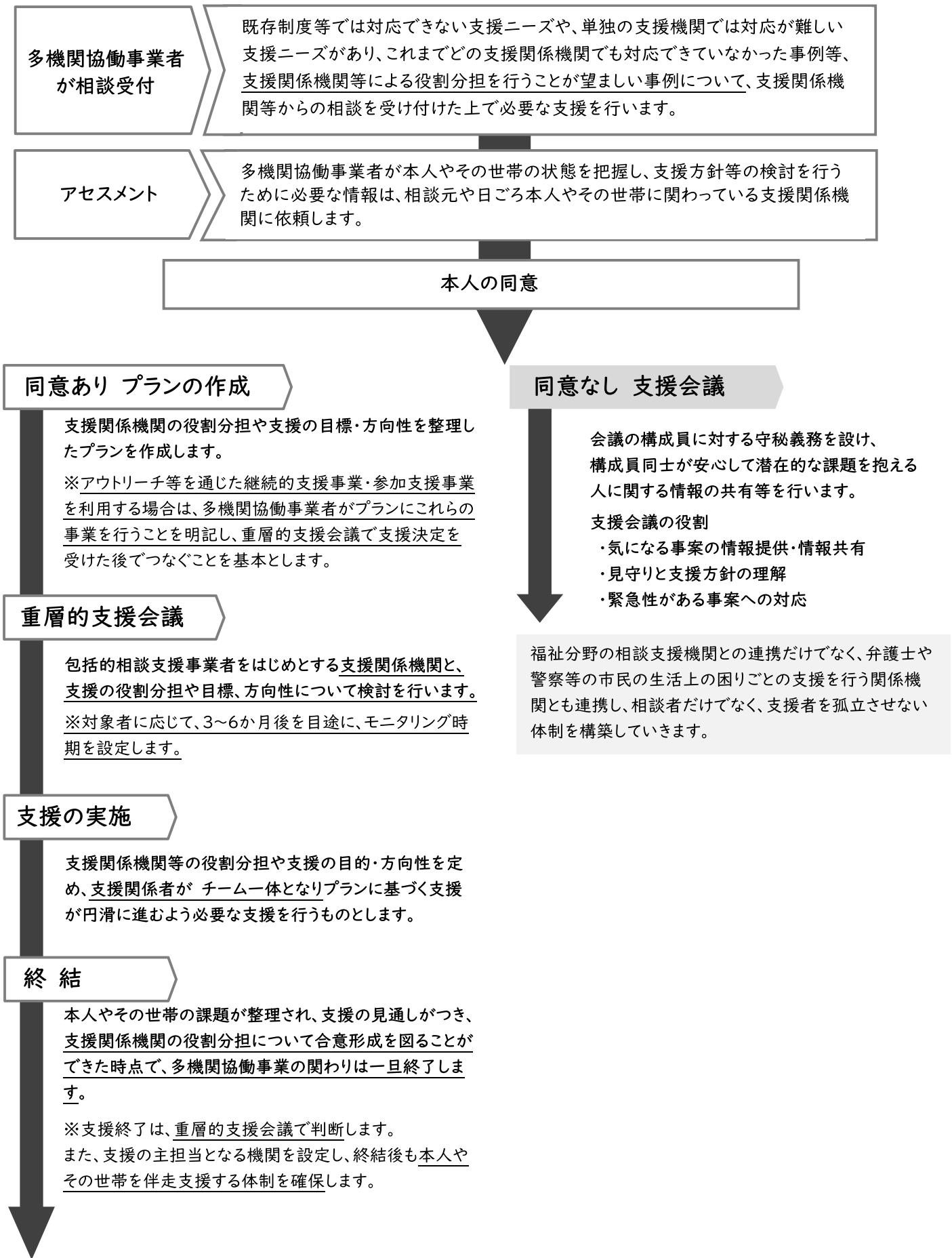
重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものです。一方、支援会議は、関係機関の狭間で、適切な支援につながらない事例の発生を防止するとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげることを目的とするものです。

支援会議と重層的支援会議の目的等を整理すると以下のとおりとなります。

#### ● 支援会議と重層的支援会議の整理

会議名 (根拠法令)	重層的支援会議 (社会福祉法第106条の4 第2項第5号)	支援会議 (社会福祉法106条の6)
目的	多機関協働事業において実施し、 ・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・個々のニーズに対応する <u>社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</u>	会議の構成員に守秘義務を設け実施し、 <u>・関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなげられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討を可能とする。</u>
対象者	・複雑化、複合化した支援ニーズを抱える地域住民やその世帯 ・単独の支援関係機関では対応が難しい事例  ●本人同意:必要	・支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯  ・自ら支援を求めることが困難な人(潜在的な相談者)  ●本人同意:不要
会議の構成員	事例に応じて、必要な関係機関を招集します ※想定される関係機関 地域包括支援センター、障害者相談支援センターにこころ、こども家庭センター、 地域自立支援センターくらし、地区担当保健師やケースワーカー等市役所関係課、 民生児童委員、その他市長が必要と認めるもの	
開催頻度	市や多機関協働事業者である鶴岡市社会福祉協議会が必要と判断したときに、開催します	

#### ④多機関協働の流れ



## （4）参加支援事業【委託】

参加支援事業は、既存の各制度における社会参加への支援では対応できない個別性の高いニーズを有している場合、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施するものです。

鶴岡市社会福祉協議会に配置した地域福祉ワーカーを配置（兼務）が、既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のため、本人やその世帯等の支援ニーズを丁寧に把握したうえで作成した支援プランに基づき、就労体験や交流経験など、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行います。

また、本人やその世帯の課題・ニーズに応じた支援につなげるため、既存の社会資源の拡充を図るほか、社会参加につながった後もフォローアップを行うなど、本人や社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

### ①社会参加に向けて想定される連携先

想定される主な連携先
<ul style="list-style-type: none"><li>・いきいき百歳体操実施団体等の通いの場</li><li>・就労準備支援事業所（したくホーム、あしたば・あぐりランド）</li><li>・ひきこもり支援ステーションあしたば</li><li>・各地域の活動、町内の活動、コミセン事業等</li><li>・ちょボラ場等のボランティア活動団体</li><li>・子どもの居場所づくりに関わる団体等</li></ul>

### ②地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制

参加支援事業の実施については、地域における資源開発又は既存の資源の拡充、そしてその資源を利用する本人や世帯に対するコーディネートが必要となるため、取組内容について関係者と検討するものとします。

## (5) 地域づくり事業【一部委託】

地域づくり事業は、高齢・障害・こども・生活困窮の既存の地域づくりに関連する取組を活かしつつ、世代や分野を超えて住民同士が出会い交流できる多様な場や居場所の整備を行うほか、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組とのマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネートを行う事業です。こうした取組を通じて、様々な生きづらさを抱えた人たちが、地域において孤立してしまうことのないよう、住民一人ひとりが地域の中で何らかの役割を担えるような関係性や、住民同士による見守り、支援関係機関等と地域住民の連携・協働等が生まれる環境整備を推進します。

### ①実施体制

#### ア 地域介護予防活動支援事業

(担当課：地域包括ケア推進課)

地域における住民主体の介護予防活動の場（通いの場づくり）を支援し、介護予防の充実と社会参加の促進を図ります。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
高齢	1	直営	介護予防支援員4名を配置し、「いきいき百歳体操」を中心とした週1回程度実施する通いの場づくり支援
	58	補助金	身近な地域で主体的・継続的に介護予防活動に取り組む団体への支援

#### イ 生活支援体制整備事業

(担当課：地域包括ケア推進課)

支え合いのある地域づくりを支援するため、第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターを計12名配置し、住民・ボランティア・NPO・社会福祉法人・民間企業等の多様な主体による見守り・買い物・移送・サロンなど多様な取組のコーディネートを行い、地域の実情に合わせた互助の仕組みづくりを進め、高齢者等の生活支援・介護予防サービス提供体制の推進を図ります。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
高齢	1	直営	市地域包括ケア推進課に第1層生活支援コーディネーターを配置
	11	委託	地域包括支援センター11か所に第2層生活支援コーディネーターを各1名ずつ配置

## ウ 地域活動支援センター事業

(担当課：福祉課)

障害者が地域等で生活していくための支援を行い、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
障害	1	委託	地域活動支援センター翔

## エ 地域子育て支援拠点事業

(担当課：子育て推進課・こども家庭センター)

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
こども 子育て	1	直営	こども家庭センター
	10	補助金	地域子育て支援センター等
	3	委託	子育て広場、地域子育て支援センター (羽黒・朝日)
	5	委託	各児童館
	2	その他	子育て支援センター、児童館(藤島)

## オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(担当課：福祉課)

民生児童委員の負担を軽減し、活動しやすい環境を整えることで、なり手不足の解消を進めます。また、民生児童委員活動をサポートする経験によりを理解することで、将来的な委員候補の人才培养にもつなげます。こうした身近な地域における共助の取組を活性化させることで、地域福祉の一層の推進を図ります。

対象分野	委嘱人数	運営形態	実施内容
生活困窮	21	直営	民生児童委員サポーター事業

## 第4 実施計画の推進体制

### (1) 市の推進体制

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画(Plan)を立て、実行(Do)し、その進捗状況を定期的に把握・評価(Check)したうえで、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルを回し、重層的な支援体制の構築に努めます。

なお、学識経験者や医療・福祉関係者、公募市民等で構成する地域福祉推進委員会(仮称)において、地域福祉計画の評価・検証と合わせて、評価・見直しを行います。



### (2) 重層的支援体制整備事業の評価指標

複雑化・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯への相談支援に関する評価は、単に定量的な指標だけで評価できるものではなく、個別事例に関する身体的・精神的健康状態、経済的状況、居住環境等の状況、家族関係の状況、近隣等社会との関係などの改善が図られるなど、定性的な評価指標による評価も必要と考えられ、個別事例の評価指標については、今後、さらに検討します。その上で、本事業の経年的な変化などを把握するために、以下の評価指標を設定します。

多機関協働事業	現状値(R7)	目標値(R12)
支援プランの策定件数	6 件	12 件
相談終結件数	1 件	6 件
アウトリーチを通じた継続支援事業		
地域からの情報等の支援対象者の把握件数 (相談受付件数)	13 件	36 件
支援プランの策定件数(アウトリーチプラン)	2 件	6 件
参加支援事業		
支援プラン策定件数(参加支援プラン)	4 件	6 件

### (3) 支援関係機関間の連携に関する事項

制度の狭間や複雑化・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例については、地域ケア推進担当者会議等の既存の会議体を活用するとともに、本事業において配置される地域福祉ワーカーが各支援関係機関との連携における調整役を果たすことと、関係機関の連携を強化し、既存の相談窓口の対応力の向上を目指します。

#### （4）事業の見直しについて

国が示す、多機関協働事業と当該事業の交付金の方向性を踏まえた事業運営体制について、継続的に検討・見直しを行っていきます。